

第三者評価結果

うみのくに保育園きくな

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
【A1】	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<p><コメント></p> <p>全体的な計画は、系列園全園で統一されたものが法人で作成されており、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針の趣旨をとらえ、法人の保育理念と方針、保育目標に基づいて作成されています。全体的な計画は、系列園の施設長が集まる施設長会議で確認、合意され、各園の職員に周知しています。園では年度初めの職員会議で、法人が作成した全体的な計画と年間指導計画について読み合わせを行い、月間指導計画の作成につなげています。年度末には、施設長会議での意見交換を基に、法人で全体的な計画の評価を行い、次年度の全体的な計画作成に生かしています。今後は、実際に保育にかかわる職員の意見を反映し、園の保育の特色や子どもと家庭の状況、地域の実態などを組み入れて全体的な計画を作成できるよう、作成方法についての検討を行い、実践につなげられると良いでしょう。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
【A2】	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p><コメント></p> <p>各保育室には、温湿度計、空気清浄機、加湿器が設置されており、職員がこまめにチェックを行って室内の環境を適切に保っています。保育室の窓は大きな造りとなっていて適度な採光が取り入れられ、明るく解放的は雰囲気となっています。職員は、0、1歳児の保育室への入室の際は履物を交換し手指消毒をこまめに行っています。調乳室、手洗い場、トイレなどの各場所は、清掃マニュアルに基づいて清掃チェックシートを作成し、日々の清掃を行うとともにおもちゃや備品の消毒を午睡の時間に行い、衛生管理に努めています。また、新型コロナウイルスの感染予防のための清掃及び消毒方法について職員会議で研修を行い、手すりやドアノブ、照明のスイッチなどの消毒を強化しています。絵本コーナーにはマットを敷くなどして、子どもが落ち着いてくつろいだり、じっくり絵本を読んだりできるようにしています。0、1歳児は食事と睡眠のスペースを分けており、2～5歳児は、食後の清掃を行って清潔な状態で午睡が行えるようにしています。</p>		
【A3】	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>入園時には、家庭の状況などを児童票に、生活面などにおける子どもの発育の様子をパーソナルカードに記入してもらい、個別にファイリングをして職員間で共有しています。0～2歳児は、個別の指導計画に前月の子どもの姿を記載して配慮すべき事項やねらいを設定し次月の計画を作成し、3～5歳児は、1か月ごとに子どもの成長の様子を記録しています。また、個別の「発育チェックシート」を用いて、健康面、表現、言葉、人間関係などさまざまな角度から発達過程を記録するなど、一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し保育にあたっています。職員は、法人の基礎研修で、子どもの心に目を向けてせかさす言葉や否定語などを用いず、温かみのあるくつろぎの場となるよう配慮することなどを学んでいます。毎月の職員会議では、保育の質の向上に向けてテーマを設定し意見交換を行っていて、子どもの思いを十分受け止め、わかりやすい言葉でおだやかに対応することを職員間で確認し合っています。</p>		

【A4】	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの年齢や発達状況に応じて、食事やトイレ、着替えなどの基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮し、子どもが自分でやろうとする気持ちや達成感を大切にして保育にあたることを職員間で共通認識としています。2～5歳児では異年齢の縦割り保育を行う中で、年下の子どもは年上の子どものまねをして自分でやってみようという気持ちが芽生えたり、年上の子どもが年下の子どもの世話をしたり、子どもたちが主体的に活動できる環境となっていて、職員は子どもの様子を見守りながら援助しています。家庭での様子を連絡帳に記載してもらったり、送迎時に保護者から聞いたりして、職員は子ども一人ひとりの状況を把握し、指導計画の作成につなげています。手洗い方法をイラストにしてわかりやすく掲示したり、歌をうたいながら、子どもたちが楽しんで手洗いの手順を覚えたりできるよう工夫しています。</p>		
【A5】	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p><コメント></p> <p>各保育室には、低い棚におもちゃや絵本が置かれており、子どもたちが自分で好きなものを選んで遊べるようにしています。日々行われている2～5歳児のユニットごとの縦割り保育の中で、年上の子どもが年下の子どもにおもちゃの使い方を教えてあげたり、絵本を読んであげたりするなど、子どもが自主的に生活と遊びを楽しめる環境となっています。天気の良い日には、散歩などの戸外活動を多く取り入れ、自然豊かな公園で池にいる鯉を見たり、ドングリを拾ったりして遊んでいます。散歩の道中では、すれ違う地域の人々に職員が率先して挨拶を行い、子どもたちも自然と挨拶ができるようにしています。また、車や自転車に気をつけて歩くことや横断歩道の渡り方なども、子どもにわかりやすく指導しています。保育の中に、どろんこ遊びやボディペインティングなど、汚れを気にせず思い切り遊べる活動を取り入れるなど、さまざまな表現活動が体験できるように工夫しています。</p>		
【A6】	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>0歳児の保育室は、衛生面に留意して清潔な環境づくりを行っています。また、安全面に配慮して、子どもたちが好きなおもちゃや絵本を自分で選んで遊べるように準備しています。ペットボトルなどの廃材やフェルト、布などを使って、音の出るおもちゃや触感を楽しめるおもちゃを手作りし、子どもたちが興味を持って楽しく遊べるよう工夫しています。職員は、タッチケア(ベビーマッサージ)の方法などを学ぶ外部研修に参加して、習得した研修内容を園内で共有し、保育の実践に生かしながら、子どもとの愛着関係や信頼関係を築けるように努めています。授乳やおむつ替えなどは、できる限り同じ職員が行えるように配慮しており、子どもの表情を大切にして応答的なかわりを行うよう心がけています。送迎時には保護者と子どもの様子を伝え合い、把握した情報を基に看護師と保育士が連携して子どもの健康管理を適切に行えるようにしています。</p>		
【A7】	A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>1歳児の保育室には、背の低い棚におもちゃや絵本が置かれており、子どもたちが好きなものを自分で選んで遊べるようになっています。保育士は、マットで緩やかな傾斜やトンネルを作るなどして子どもが楽しみながら体を動かせるように環境を整え、子どもが安心して自発的な活動ができるよう見守っています。1歳児では、3月頃から2～5歳児といっしょに過ごす時間を徐々に増やしていき、縦割り保育への移行期間としています。2歳児は、3～5歳児との縦割り保育の中で、年上の子どもの様子を見てあこがれを抱き、自分でやってみようという気持ちや友だちを思いやる気持ちをはぐみながら成長しています。おもちゃの使い方を覚えたり、ズボンを一ではけるようになったりして、週に一度の横割り(2歳児クラスでの)保育では、友だちとおもちゃの貸し借りができるようになるなど、日々の成長を保護者と共有し、園と家庭で子どもの育ちを見守っています。</p>		

【A8】	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>3～5歳児は、日常的に異年齢の縦割りグループのユニットごとに活動しています。3歳児は、4、5歳児といっしょに過ごす中で、鬼ごっこやだるまさんころんだなどのルールを覚えたり、友だちとごっこ遊びを楽しんだり、集団での遊びに興味関心を持てるようにしています。4歳児は、段ボールなどの廃材を使ってみんなで相談しながら製作活動を行うなど、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるようにしています。5歳児は、運動会や発表会などの際に、開会や閉会の言葉をみんなで意見を出し合いながら考え、全員が順番に発表しています。職員は、それぞれの年齢や発達に応じて、各縦割りユニットごとに保育内容を計画し、子どもたちが楽しみながら活動できる環境づくりに努めています。子ども同士のけんかなどの際は、職員が一对一で双方の話を聞き、子どもが自分の気持ちを伝えられるよう声かけを行うなど、子どもの気持ちに寄り添って対応することを職員間で共通認識としています。</p>		
【A9】	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p><コメント></p> <p>園内は、段差のないバリアフリーの構造となっており、エレベーターと車いすが使用できるトイレが備えられています。障がいのある子どもの保育にあたっては、保護者との連携を密にして情報の共有を図り子どもの状況を把握するとともに、横浜市総合リハビリテーションセンターの職員から指導を受けたり、横浜市青少年局などが主催する「障害児保育」に関する研修に参加したりするなどして、職員会議で情報共有し、学び合っています。保育活動においては、子ども同士のかかわりに配慮し、遊びや生活を通してともに成長できるよう援助しています。「こどもの姿」の書式を用いて、子どもの様子と保護者の意見や要望、横浜市総合リハビリテーションセンターのアドバイスなどを記載して、子どもの状況に応じた保育の実践につなげています。今後は、「こどもの姿」に記載している内容を生かして長期的な見通しを視野に入れ、障がいのある子どもの個別指導計画を作成されることなおいでしよう。</p>		
【A10】	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>長時間にわたる保育については、1日の生活や活動の連続性に配慮し、子ども一人ひとりの状況に応じて日案や週案の作成を行っています。保育士は、子どもとスキンシップを多くとり、一对一で対応するなど、子どもがさみしさを感じないように配慮して保育にあたっています。夕方以降の時間帯では、子どもが好きなおもちゃや絵本を選んで遊べるよう準備し、マットを用いてゆったりとくつろいだり、寝転んだりできるよう環境作りの工夫をしています。お迎えが20時以降になる際は、19時30分に夕食を提供しています。保護者の希望に応じて弁当を持参できるようにしており、提供時まで給食室で適切に保管管理しています。子どもの様子など保護者に伝えるべき内容は、職員間で口頭で伝え合うほか引き継ぎボードを用いて情報共有し、お迎え時の担当保育士より保護者へ報告を行っています。担任の保育士は、保護者と直接会えない場合などに電話をして子どもの様子を伝えるなど、保護者の安心につなげるよう配慮しています。</p>		
【A11】	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p><コメント></p> <p>5歳児の指導計画には、小学校訪問で1年生とゲームなどで交流する活動や、就学に向けた保育内容を組み入れて作成しています。5歳児では年明けごろより午睡の時間を徐々に減らしていき、就学に向けた生活習慣を身に付けられるようにしています。また、ドリルなどを用いて文字や数字に触れる機会を設けたり、保育士が見本を見せてえんぴつの持ち方を教えたり、子どもたちが楽しみながら学べるよう取り組んでいます。こうした取り組みの様子は園便りに記載して保護者に伝えるとともに、送迎時に口頭で子どもの様子を伝えるなどして、保護者が就学に対する見通しを持ち、安心できるように配慮しています。港北区内の私立保育園の園長が集まる園長会では、港北区立の小学校教員を招き意見交換や情報交換を行っています。</p>		

A-1-(3) 健康管理		
【A12】	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>法人の基礎研修で職員に配付される資料に、朝の受け入れ時の健康観察の手順や保育中の配慮事項などが記載されており、それを基に子ども一人ひとりの健康状態の把握に努めています。保育中の子どもの体調変化やけがなどの際は速やかに保護者に電話連絡し、お迎えまで事務室で看護師や施設長が対応します。受診が必要な場合は保護者に確認のうえ看護師が付き添って行き、その後の対応を保護者と相談しています。法人の看護師会議で年間の保健計画を作成しています。入園時には子どものアレルギーや既往症、予防接種の状況などを保護者に「利用時健診票」に記入してもらい、一人ひとりの健康状態を職員間で共有し、適切に対応し、保育にあたっています。最新の情報は看護師が追記して職員に周知しています。乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識や予防対策については園内研修で学び合い、ほけん便りに必要な情報を掲載し保護者に周知しています。午睡時は5分おきに呼吸や顔色、うつぶせになっていないかなどをチェック表に記録して事故防止に努めています。</p>		
【A13】	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p><コメント></p> <p>園の嘱託医である内科医と歯科医による健康診断と歯科健診をそれぞれ年2回、全園児に実施しています。医師が記載した健康診断、歯科健診の結果は、ファイリングして職員間で共有しています。健康診断、歯科健診の実施前に保護者からの医師に対する質問などを受け付け、医師からの回答やアドバイスを健診結果とともに保護者に伝えていきます。歯科健診時に、歯科衛生士が歯の磨き方などについて紙芝居などを見せながら、子どもにわかりやすく指導を行っています。保育士は、子どもたちが学んだことを日々の生活の中で生かせるよう、「気持ちいいね」などと声かけを行いながら、安全面に留意して歯磨き指導を実施しています。嘱託医とは、日ごろから相談をしたり通院したりする関係性があり、連携しながら子どもたちの健康面に配慮しています。</p>		
【A14】	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもに対する保育を行うにあたり、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインや食物アレルギー緊急時対応マニュアルを職員に周知しています。また、外部研修に参加した栄養士が園内研修で研修内容を報告するなどして必要な知識を職員間で学んでいます。アレルギーがある場合は、医師が作成した一人ひとりのアレルギー疾患生活管理指導表を基に、子どもの状況に応じた適切な対応を行っています。保護者と施設長、栄養士、看護師が入園時に面談を行って、把握した情報を職員間で共有するとともに、入園後は定期的に面談を行って情報の更新及び周知を行いながら日々の保育につなげています。食物アレルギーのある子どもへの食事提供の際は、トレイや食器の色を変え、座る場所を離すなどして誤食防止に努めています。ほかの保護者に対しては、アレルギー疾患についての情報を保健便りに記載するなどして理解を図るための取り組みを行っています。</p>		

A-1-(4) 食事		
【A15】	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 年間食育計画を作成し、子どもたちが年齢に応じて食に関するさまざまな経験ができるよう、指導計画に組み入れています。栄養士が3色食品群の栄養や効能についてパネルを作成して子どもたちにわかりやすく説明したり、レンコンや玉ねぎなどで野菜スタンプを楽しんだりしています。プラントナーではトマトやナスなどの栽培を行い、子どもたちが水やりなどの世話をし、食物が育っていく様子を観察するなどしています。新型コロナウイルス感染症の予防対策で、2～5歳児は縦割りグループのユニットごとに仕切りを設置して食べていますが、仕切りに子どもたちの描いた絵を掲示するなどして雰囲気づくりを工夫しています。保育士は、子どもが苦手な食材を食べられた時にはほめるなどして声かけを行い、個々の発達に応じた援助を心がけています。食育に関する取り組みは、食育便りに掲載しているほか、玄関に給食のメニューの写真を掲示して保護者がお迎えの時に確認できるようにしています。		
【A16】	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント> 系列園の栄養士が持ち回りで全園共通の献立表を毎月作成しています。ヘルシー、手づかみ、煮物、焼き物、洋風など、曜日ごとにテーマを設定して献立作りを工夫し、1か月間毎日異なるメニューを提供しています。また、豆乳パンケーキやかぼちゃクッキーなど、栄養面に配慮したおやつを手作りしています。栄養士は残食の記録や検食簿を基に、子どもに好評だったメニューや残食が多かったメニューなど、前月の各園の状況を月に一度開催している栄養士会議で報告し合い、献立作りや調理方法に役立てています。旬の食材を多く使用し、季節感のある献立となるよう配慮し、ハロウィンやクリスマスなどの際に行事食を取り入れています。調理室はガラス張り子どもたちが調理の様子を見たり、調理職員と会話をしたりしています。栄養士は保育室を回り、子どもたちが給食を食べている様子を見ています。給食衛生管理マニュアルが整備されており、マニュアルに沿って衛生管理を適切に実施しています。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
【A17】	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 施設長はじめ職員は、送迎時などに保護者と積極的にコミュニケーションを図り、子どもの情報共有に努めています。また、ライブカメラを導入し、室内での子どもの活動や生活の様子を配信しており、希望した保護者がスマホなどで見ることができるようになっています。0～2歳児では、保育園アプリを用いた連絡帳でのやり取りで家庭と園のそれぞれの子ども様子を伝え合い、3～5歳児では、縦割りグループのユニットごとに活動内容や生活の様子を伝えています。家庭の状況や保護者との情報交換の内容については、必要に応じて個別に記録して、職員間で共有しています。毎月発行している園便りには、その月の保育のねらいを記載するとともに、活動内容や子どもたちの様子を写真も交えて保護者に伝えています。例年は、保護者懇談会や保育参観を通して、子どもの成長を知ってもらう機会を設けていますが、コロナ禍の今年度は例年通りの実施が難しいので、期間を設定して、保護者の都合に合わせて日程調整し、個人面談を実施する予定です。		

A-2-(2) 保護者等の支援		
【A18】	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント> 施設長はじめ職員は、保護者が話しやすく風通しの良い雰囲気づくりに努め、日々のコミュニケーションを通じて保護者との信頼関係を構築できるようにしています。保護者からの相談は、いつでも受け付けられる体制を整え、保護者の都合に合わせて面談を行っているほか、必要に応じて事務室を使用するなど保護者が安心して相談できるように配慮しています。保護者からの相談内容は記録を残し、個人別にファイリングして必要な職員で共有しています。保護者から相談を受けた職員が適切な対応ができるよう、施設長や主任がアドバイスをしたり、必要に応じて面談に同席したりして、保護者への安心につなげています。また、職員が保護者対応やカウンセリングの手法に関する研修に参加するなどして、保護者への適切な支援ができるよう学んでいます。		
【A19】	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 虐待の早期発見ポイントについて職員に周知しており、日々の保育の中で、職員は子どもの心身の状態や家庭での状況について把握するよう努めています。虐待発見時のフローチャートには、記録を取ることや園内での報告体制、各関係機関への相談、通報などの流れについてわかりやすく記載されており、横浜市北部児童相談所や港北区こども家庭支援課、横浜市の虐待ホットライン、子どもの人権110番などの連絡先の一覧も記載されています。これを基に、園内研修を行ったり、港北区の研修に参加したりして、職員間で適切な対応ができるように取り組んでいます。虐待が疑われる場合などは、速やかに施設長に報告し、対応策を協議しており、法人や各関係機関との連携が図れるような体制を整えています。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
【A20】	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 保育士は、保育実践の振り返りを日々行っており、子どものやろうとする気持ちや活動に取り組む姿勢などを大切にしています。月間指導計画や週案、保育日誌などに、保育の実践についての評価、反省点を記入して振り返りをしています。毎月実施している職員会議では、各クラスやユニットごとに保育内容や活動、子どもたちの様子を報告し合い、各保育士が自らの保育の振り返りを行っています。年度末には、法人が作成している自己評価シートを用いて、職員一人ひとりが自己評価を行い、施設長と個別の面談を実施して、保育の改善や専門性の向上を旨として取り組んでいます。職員個々の自己評価を基に、園としての自己評価を行っています。		